

## 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書

政府が財界と一体となって進める雇用流動化政策により、非正規雇用労働者が増大し、特に青年、女性や高齢者の中で、低賃金による複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇が横行し、日本社会に深刻な影響を及ぼしている。

現在の労働現場では、正規労働者でも長時間残業・過密労働、夜勤交代制労働、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を断たない。2018年度の過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間877（昨年度840件37件4.4%増）件にも上り、過労自死を含む精神障害に関する労災請求件数は年間1,820（昨年度1,732件88件5.1%増）件と急増しており、対策は急務である。

政府は、“全世代型社会保障への改革”“多様な働き方”を旗印に、さらなる労働法制の流動化を推し進めようとしている。昨年12月に成立した公立学校における「1年単位の変形労働時間制」は学校職場の長時間労働を解消しない。会計年度任用職員についても、均等待遇にはほど遠い解決になっている。また、ハラスメントは人権侵害であるにもかかわらず、「指針」の防止措置義務では実効性に乏しく、抜け道が用意されているなど、不十分だと言わざるを得ない。

本来、国の成長戦略は、労働者の安定した雇用の下、1日8時間労働と家庭生活とのワークライフバランスがあつてこそ、成し遂げられるものである。すべての労働者は、長時間労働やハラスメント、不合理な格差・雇止め不安にさいなまれることなく、気持ちよく働ける職場を望んでいる。また、男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を求めている。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 人間らしく8時間働いて暮らせる雇用・労働環境を整備すること。
2. 過労死の温床となる高度プロフェッショナル制度は廃止すること。裁量労働制の対象業務の拡大は行わず、導入と運用の要件を厳格化すること。
3. 時間外・休日労働は、週15時間、月45時間、年間360時間を超えないものとする。
4. 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を導入すること。
5. 夜勤交代制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
6. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組み作りは行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。
7. 「ハラスメント禁止法」の制定とILO条約の批准をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会